

上天草市告示第78号の2

上天草市移住お試し施設事業実施要綱を次のように定める。

平成28年9月30日

上天草市長 堀江隆臣

上天草市移住お試し施設事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上天草市への移住希望者に対し、本市での生活を一定期間体験し、移住に向けての準備及び移住体験ができる機会を提供することで、本市への移住・定住の促進を図ることを目的に実施する上天草市移住お試し施設（以下「施設」という。）事業の実施に関し、必要な事項を定めることとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 施設 本市が賃貸契約を取り交わした民間所有の住宅で移住希望者が本市での日常生活を営むための最低限の家具、電化製品等を備え、移住生活を体験できる施設をいう。

(2) 利用 借地借家法（平成3年法律第90号）の適用を受けない一時使用目的の賃貸借をいう。

(利用者の資格)

第3条 施設を利用することができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 現に市外に住所を有する者で、市内への移住を希望していること。

(2) 施設の賃貸料の支払能力を有すると認められること。

(3) 利用する本人又は同居者が上天草市暴力団排除条例（平成24年上天草市条例第5号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(利用申請)

第4条 施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ施設の

利用について市に予約の上、利用を開始する日の10日前までに上天草市移住お試し施設利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 利用者が、未成年者のみで施設を利用する場合は、受け付けないものとする。

（利用許可）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときはこれを許可し、上天草市移住お試し施設利用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を利用者に交付するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する審査により利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、上天草市移住お試し施設利用不許可通知書（様式第3号）により利用者に通知するものとする。

（1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

（2） 施設の建物、設備、備品等を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。

（3） 施設の設置目的以外の目的で利用するおそれがあるとき。

（4） 前3号に掲げるもののほか、施設の管理運営上支障があるとき。

（賃貸借契約）

第6条 市長は、前条第1項に規定する許可書を交付したときは、利用者と施設の一時使用目的による建物賃貸借契約（以下「賃貸借契約」という。）を締結するものとする。

（利用期間等）

第7条 施設の利用期間は、利用開始日から起算して7日以上30日以内とし、期間内に利用しない日があっても連続して利用したものとみなす。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、市長が認める特別な事情があるときは、利用期間を延長し、又は短縮することができる。

- 3 施設の利用回数は、原則1回限りとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（賃貸料）

第8条 施設の賃貸料は、光熱水費（電気、ガス及び上下水道の使用料金）を含め、7日間で12,000円とする。ただし、8日以上利用する場合は、以降1日ごとに2,000円を加算するものとする。

2 第5条第1項の規定による許可書の通知を受けた利用者は、利用期間に応じた賃貸料を利用開始日の前日までに市長に対し前納しなければならない。

3 前項の規定により納付した賃貸料については、これを還付しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他利用者の責めによらない理由により利用することができなくなったとき。

(2) その他市長が特に必要と認め利用期間を短縮したとき。

(事故免責)

第9条 施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、施設内及びその敷地内で発生した事故について、市長はその責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。